

●香川県告示第100号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の規定により、香川県証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和7年4月1日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定年月日

令和7年3月21日

2 所在地

観音寺市昭和町二丁目1番55号

3 名称

香川県観音寺交通安全協会

4 売りさばき場所

観音寺市昭和町二丁目1番55号 観音寺警察署内